∼国民年金保険料~

平成25年4月から国民年金保険料が変わります。 国民年金保険料は月額15,040円となります。

年 度	国民年金保険料(月額)
平成24年度	14,980円
平成25年度	15,040円

保険料納付は 前納 や 早割 がお得!



国民年金保険料を現金で前納すると「3,200円」割引!

現金で1年度分を毎月納付

15,040円×12月=180,480円

現金で1年度分を前納

3,200円割引

177,280円

※納付書払いは何月からでも年度末まで前納できます。詳しくはコザ年金事務所までお問い合わせ下さい。



月々の口座振替に早割制度があります。早割利用で月額50円割引!

口座振替を早割で申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替で毎月納付】

4月分保険料 5月分保険料 **15,040円 15,040円**

翌月末翌月末引落とし引落とし

【口座振替を早割にすると】※5月分からの場合

4月分保険料 5月分保険料 6月分保険料 15,040円 14,990円 14,990円

2ヶ月分 引落とし

当月末 引落とし

- ◆今まで□座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。 また、早割制度は随時お申し込みいただけます。
- ※ 口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

付加年金をご存知ですか?

毎月の保険料(15,040円)に付加保険料(400円)を上乗せして納めている人は将来の年金額に 毎年加算されます。〔 受給額 = 老齢基礎年金額 +(200円×付加保険料納付月数)〕

〈例〉50歳から60歳まで10年 (400円×12月×10年=48,000円) 付加保険料を納付すると

1年間で受け取る額 ··· 200円×12月×10年=24,000円

※ 付加年金は、受給する年金額に毎年加算されます。

大変お得です!

- ※ 次に該当する人は付加保険料を納付することができません。
- (1)現在、国民年金基金に加入している人。
- ②現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている人。
- 、③現在、第2号、第3号被保険者の人。

保険料納付や口座振替に関するお問い合わせ先 コザ年金事務所 ☎ 933-3437・933-3438

知って得する! ~国民年金特集~

あなたは 大丈夫? 年金受給には25年の資格期間が必要です!

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除等(納付猶予・学生納付特例含む)、厚生年金、カラ期間など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。

国民年金 納付

免除 等

┣生年金

カラ期間

- 25年



カラ期間 とは?

- ・日本人で海外に住んでいた期間
- ・昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ・平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間
- ※ 受給資格期間が25年未満であれば、受給できません。(ただし、厚生年金特例あり)
- ※ 老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です。
- ●60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます。(昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで加入可)
- ●60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増 、 やすことができます。(条件などにより65歳まで納めることができない場合があります。)

平成24年10月から開始!! 後納制度(国民年金保険料の納付期間延長)

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることが可能となりました。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ★ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ★ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。
- ★ ご自身の年金記録については、ねんきんネット (http://www.nenkin.go.jp)で ご確認いただけます。

※後納制度による納付をするためには事前にお申込みいただき、 審査させていただくことになります。

審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル TEL.0570-011-050 (050または070から始まる電話でおかけになる場合は、TEL.03-6731-2015) または、コザ年金事務所 TEL.933-3437

平成27年9月までの 3年間に限られます



(11) 市報ぎのわん 2013·3·11 (10)